

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年3月26日
【事業年度】	第22期（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社 ジェイ エイ シー ジャパン
【英訳名】	JAC Japan Co.,Ltd.

(注)平成21年3月26日開催の定時株主総会にて商号変更の承認を得ましたので、平成21年4月1日より商号を以下の通り変更いたします。

(会社名)	株式会社 ジェイ エイ シー リクルートメント
	(英語名: JAC Recruitment Co.,Ltd.)

【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田崎 ひろみ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 神保町三井ビルディング14階
【電話番号】	03-5259-6926
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 管理本部長 服部 啓男
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 神保町三井ビルディング14階
【電話番号】	03-5259-6926
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 管理本部長 服部 啓男
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第18期 平成16年12月	第19期 平成17年12月	第20期 平成18年12月	第21期 平成19年12月	第22期 平成20年12月
売上高 (百万円)	4,008	5,814	7,216	7,964	7,779
経常利益 又は経常損失 () (百万円)	517	594	1,160	804	41
当期純利益 又は当期純損失 () (百万円)	296	329	579	451	833
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	46	80	607	607	619
発行済株式総数 (株)	561,500	606,500	664,500	664,500	688,200
純資産額 (百万円)	725	1,094	2,685	3,057	2,041
総資産額 (百万円)	2,047	1,968	3,989	3,702	3,140
1株当たり純資産額 (円)	1,292.61	1,803.87	4,041.99	4,601.69	3,137.29
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	50.00 (-)	70.00 (-)	120.00 (-)	160.00 (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額 () (円)	544.71	563.93	925.23	679.75	1,253.79
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	905.98	639.19	-
自己資本比率 (%)	35.4	55.6	67.3	82.6	65.0
自己資本利益率 (%)	52.2	36.2	30.7	15.7	32.70
株価収益率 (倍)	-	-	26.91	8.55	-
配当性向 (%)	9.2	12.4	13.0	23.5	-
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	479	360	986	7	83
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	218	148	445	266	48
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	254	411	1,012	79	182
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	928	729	2,282	1,928	1,613
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	206 (19)	315 (25)	462 (32)	654 (67)	810 (68)

(注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため、記載しておりません。
4. 第18期及び第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、各期において当社株式は非上場・非登録であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第18期及び第19期の株価収益率については、各期において当社株式は非上場・非登録であったため、貸借対照表日における株価が把握できませんので記載しておりません。第22期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
6. 第22期の配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。
7. 当社は、第21期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき新日本監査法人の監査を受けております。第22期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。
8. 第20期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針 第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
9. 第21期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため第20期以前についても百万円単位に組替え表示しております。

2【沿革】

年月	事項
昭和63年3月	人材紹介事業を目的として東京都千代田区に株式会社 ジェイ エイ シー ジャパンを設立
平成5年11月	大阪市中央区(現在 大阪市北区)に大阪支店を設置
平成12年6月	人材派遣事業を開始
平成13年6月	日本国内における「JAC Recruitment (ジグソー図)」の商標権をEmmergarten Holdings Ltd社(所在地:英国)から譲り受ける
平成14年1月	京都市下京区に京都支店を設置
平成14年3月	横浜市西区に横浜支店を設置
平成14年3月	求人広告の販売代理を開始
平成14年8月	JAC Recruitment UK Ltd(英国)、JAC Singapore Pte Ltd(シンガポール)、AGENSI PEKERJAAN JAC Sdn Bhd(JAC Recruitment Sdn Bhd(マレーシア)の100%出資事業運営子会社)各社と業務提携契約を締結し、有料職業紹介事業の同地域に対する海外紹介の免許を追加取得
平成16年6月	名古屋市市中村区(現在 名古屋市東区)に名古屋支店を設置
平成16年11月	JAC Personnel Recruitment Ltd(タイ)と業務提携契約を締結し、有料職業紹介事業の同地域に対する海外紹介の免許を追加取得
平成17年5月	PT. JAC Indonesia(インドネシア)と業務提携契約を締結し、有料職業紹介事業の同地域に対する海外紹介の免許を追加取得
平成18年9月	ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成18年9月	福岡市中央区に福岡支店を設置
平成18年10月	神戸市中央区に神戸支店を設置
平成20年2月	北京鼎世人材服務有限公司(中国)と業務提携契約を締結し、有料職業紹介事業の同地域に対する海外紹介の免許を追加取得
平成20年10月	上海鼎世人材服務有限公司(中国)と業務提携契約を締結し、有料職業紹介事業の同地域に対する海外紹介の免許を追加取得

3【事業の内容】

当社は、人材紹介事業（有料職業紹介事業）と人材派遣事業（一般労働者派遣事業）を主たる業務としております。

[人材紹介事業]

当社では、昭和22年に施行された「職業安定法」に基づいて厚生労働大臣より、「有料職業紹介事業」の許可を受け、当該事業を行っております。

人材紹介事業においては、まず正社員として転職先を探している「ご登録者（求職者）」を広く募集し、当社にご登録いただきます。その上で、ご登録者に対し、業界毎に人材担当コンサルタント（ご登録者に対してサービスを行うコンサルタント）が転職希望条件や今後の方向性を伺います。そしてご登録者に対し人材担当コンサルタントが、営業担当コンサルタント（求人企業に対してサービスを行うコンサルタント）が獲得してきた求人依頼内容（業務内容・必要とされる能力・雇用条件等）と照合し、ご登録者本人の意思を確認した上で求人企業へ紹介いたします。

その後書類選考、面接等を行い内定が出た場合、ご登録者の意思を確認し入社手続きを行います。また、入社前、入社後についてもフォローを行い、新しい職場に定着できるようにサポートしております。

当社では、ご登録者が採用決定企業に入社した時に求人企業からコンサルタントフィーを得ております。また当社では、紹介したご登録者がその企業で一定期間内に自己都合で退職した場合、コンサルタントフィーの一部を求人企業に返金しております。

なお、海外のご登録者を日本国内の求人企業に、日本国内のご登録者を海外の求人企業に紹介するといった事業を海外6ヶ国に広がる業務提携先を通じて行っております。

[人材派遣事業]

当社では、昭和61年に施行された「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下、労働者派遣法という。）」に基づいて厚生労働大臣より、「一般労働者派遣事業」の許可を受け、当該事業を行っております。

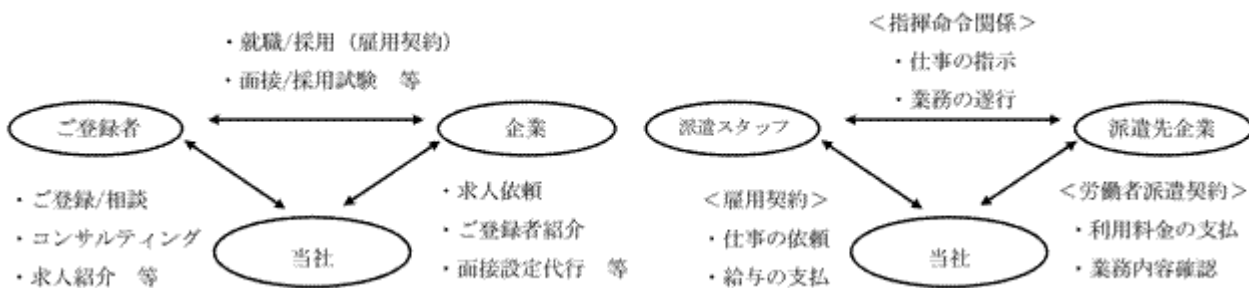
人材派遣事業においては、派遣社員として就業先を探している「派遣スタッフ」を広く募集し、当社にご登録いただきます。

派遣先企業開拓は、人材紹介事業で取引を行っている企業を中心に行っております。開拓した派遣先企業には、当社のご登録者の中から派遣先企業の依頼内容（期間・業務内容・必要とされる経験等）に適したご登録者を選り、派遣先企業と当社との間で労働者派遣契約（期間・業務内容等）を締結し、かつ、ご登録者と当社との間で期間を定めた雇用契約（期間・業務内容・就業条件等）を締結した上で派遣先企業に派遣しております。

[事業系統図]

1) 人材紹介事業

2) 人材派遣事業



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
810(68)	29.8	2.2	4,754

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が当期中において、156名増加しましたのは、業容拡大を予定した採用によるものであります。
4. 平成21年1月の早期希望退職の募集に対し295名の応募があり、平成21年2月28日付退職により従業員数が294名減少いたしました。

(2) 労働組合の状況

従業員の業績及び行動評価に基づく処遇を行う当社人事制度等により、労使関係は円満に推移しており、労働組合は結成されておられません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、サブプライムローン問題に端を発した国際的金融危機による世界経済の減速、株式市場の低迷等、景気は先行き不透明な状況で推移しました。この間、当社事業の重要参考指標である有効求人倍率は、平成19年12月の0.98倍から平成20年12月には0.72倍と低下の一途をたどり、また、完全失業率は、平成19年12月の3.8%から平成20年12月には4.4%に上昇する等、雇用情勢の悪化が当事業年度の後半において急速に進みました。

このような事業環境の中、人材紹介事業では、景気の悪化が進むのに伴い企業の中途社員の採用抑制は本格化し、また中途採用の選考基準が厳格化する等、求人状況に大きく変調をきたしてまいりました。これに対して、当社は、新規開拓・国際性・深耕営業・高額案件・専門性といったテーマを軸にした組織体制のもと、中途社員への採用意欲が比較的高く求人案件の増加が見込まれる成長・新規マーケットへの営業シフトを推し進め、外部環境の悪化による業績への影響を最小限にとどめる努力をしてまいりました。また、業界・職種等により細分化した各チームは、それぞれの領域でトップブランドを目指し、より多くの企業とご登録者に対してより専門性の高いサービスをご提供できるように取り組んでまいりました。

人材派遣事業では、前事業年度から引き続き、派遣のみの社員派遣を暫時縮小し、紹介予定派遣に限定した事業を推進してまいりました。

また、ご登録者数の確保のため、積極的な広告宣伝、自社Webサイトの改善に努め、当社のブランド構築を図ってまいりました。

一方、景気の低迷に伴い中途採用の選考基準が厳格化するマーケットに対し、経験年数の浅い社員が大半を占めていた当社は、著しい人的生産性の低下を招きました。当社は、この人的生産性の低下を重要課題と認識し、新規入社社員に対するOJTの強化徹底、既入社社員向け教育研修の充実、業務システムの改善等を通じて、人的生産性の維持・向上に努め改善に取り組んでまいりました。

経費に関しましては、前事業年度に比べ人員増加に伴う人件費の増加が主でありましたが、全体としては期首計画内で推移しました。また、期首計画に対する売上高の減少を経費削減で補うため、徹底して経費削減に取り組んでまいりました。しかしながら、平成21年12月期において現状における売上高の増加は見込めないと判断し、大幅な経費削減と組織の再編成の必要性を深く認識し、直ちに平成21年1月に300名を対象とした希望退職制度並びに平成21年4月入社予定の採用内定者全員に対する採用内定辞退募集の実施に踏み切りました。また、東京オフィスの規模の縮小を行いました。そのため、これらの事業再構築の費用として、当事業年度において特別損失を計上いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は7,779百万円（前事業年度比2.3%減）、営業損失は55百万円、経常損失は41百万円、当期純損失は833百万円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物の期末残高は1,613百万円と前事業年度と比べ315百万円の減少となりました。各活動におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、83百万円の支出となりました。主な要因といたしましては、税引前当期純損失の691百万円、減価償却費128百万円、未払費用534百万円の増加及び法人税等の支払による102百万円の支出によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、48百万円の支出となりました。主な要因といたしましては、定期預金の払い戻しによる収入231百万円、有形固定資産の取得による支出115百万円及び無形固定資産の取得による支出102百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、182百万円の支出となりました。主な要因といたしましては、ストック・オプション権利行使による収入23百万円、配当金の支出105百万円及び自己株式の取得による支出101百万円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、人材紹介事業及び人材派遣事業を行っているため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は、人材紹介事業及び人材派遣事業を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。なお、当事業年度との比較のため、前事業年度の実績及び前事業年度比を記載しております。

事業別、業種別売上高

（単位：百万円）

事業部門別	平成19年12月期	平成20年12月期	前事業年度比（％）
1．人材紹介事業			
機械・電気・化学業界	1,910	2,329	121.9
消費財・サービス業界	1,388	1,625	117.1
金融業界	1,350	1,129	83.6
メディカル・医療業界	995	951	95.6
IT・通信業界	786	907	115.4
その他	65	64	97.7
人材紹介事業 計	6,497	7,007	107.9
2．人材派遣事業			
人材派遣事業 計	1,466	772	52.6
合計	7,964	7,779	97.7

（注）上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社は、社員の生産性とサービスクオリティの向上が最も重要な課題の一つであると認識しております。そのための課題に対する取り組みは以下のとおりであります。

(1) 教育

社員の教育・トレーニングに注力しております。また、管理職への研修を継続的に実施し、マネジメントの強化を図っております。

(2) マーケットの選択と集中

マーケットの分析を頻繁に行いながら、景気動向により変化する企業の人材ニーズに即した体制を作り、マーケットの選択と集中を行います。

(3) 効率的な組織作り

社内の基幹情報システムの改善による効率化等にも取り組み、徹底的な無駄の排除や、細部にわたるオペレーションの改善と改革で、効率的な組織作りに取り組み、健全な運営を目指してまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、当社として必ずしも重要な事業上のリスクに該当しない事項についても、投資者の判断上、あるいは当社の事業活動を理解する上で重要であると考えられるものについては、投資者に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。なお、当社はこれらの事項が発生する可能性を認識した上で、発生回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。また、以下に記載は当社の事業もしくは当社株式への投資に関するリスクの全てを網羅するものではありませんのでご留意ください。

本項における将来に関する事項については、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 個人情報の管理について

当社は、人材紹介・人材派遣等の人材関連事業を行っているため、多数のご登録者（職業紹介希望者）や派遣スタッフ（派遣登録者）の個人情報を有しております。そのため当社では、人材関連事業に関わる企業の果たすべき責任として、「個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項 JIS Q15001 : 2006」及び「個人情報保護に関する法令、規範」に基づき、個人情報保護方針を策定し、役員及び社員への徹底、技術面及び組織面における合理的な予防・是正措置を講じており、プライバシーマークを平成18年度に取得いたしました。その後、当社は平成20年度にプライバシーマークの更新をしております。

個人情報管理室が、個人情報を取り扱う各部門に対して、定期的に教育・指導を行い、必要な対応策を実施し、監査室は、随時管理状況をチェック・監査しております。

このような当社の取組みにも関わらず、各規程等の遵守違反、不測の事態等により個人情報が外部に漏洩した場合、損害賠償請求や、社会的信用の失墜等により、当社の事業運営に大きな支障をきたすとともに、業績及び財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(2) 田崎グループとの関係について

田崎グループについて

当社取締役相談役田崎忠良は、英国において現地日系企業への人材紹介及び日系人のための日本食品販売等を目的として、昭和49年11月にT.TAZAKI&Co Ltdを設立しました。その後、不動産斡旋事業、不動産ローン仲介等の金融事業、シンガポールを始めとする海外地域において人材紹介事業を行う会社（以下「JAC Recruitment Group」という。）を設立し、現在では世界7ヶ国で事業を展開する事業会社グループ（以下、「田崎グループ」という。）を形成しています。

また、当社代表取締役社長田崎ひろみは田崎忠良の配偶者であると同時に、田崎グループにおいて事業展開上の中心的な役割を果たしています。

当社は、JAC Recruitment Groupとして、また田崎グループの事業会社の一つとして、日本において人材紹介事業を行うことを目的とし、昭和63年3月に設立されました。

現在、田崎グループ各社は当社を含め、その殆どにおいて当社取締役相談役田崎忠良及び代表取締役社長田崎ひろみが議決権の過半数を実質的に保有しておりますが、当社と田崎グループ各社との間に直接の資本関係はありません。また、田崎忠良及び田崎ひろみ以外には田崎グループ各社の役職員が当社役員を兼任していることはありませんし、当社と田崎グループ各社との間に従業員の兼任及び出向関係もありません。

なお、田崎グループ会社として、当社取締役相談役田崎忠良及び当社代表取締役社長田崎ひろみ並びに共同出資者である金親晋午が実質的に議決権の過半数を所有している会社及びJAC Recruitment Group各社とフランチャイズ契約を締結している会社の主要な事業内容等は以下のとおりであります。

	名称	所在地	設立年月	主要事業内容	代表取締役	摘要
JAC Recruitment Group	当社	東京都千代田区	昭和63年3月	職業紹介	田崎ひろみ	(注)1.
	JAC Singapore Pte Ltd	シンガポール	昭和62年3月	職業紹介	落合雅治	(注)1.
	JAC Recruitment UK Ltd	ロンドン	平成14年9月	職業紹介	田崎ひろみ	(注)1.
	JAC Recruitment(Malaysia) Sdn Bhd	クアラルンプール	平成6年3月	職業紹介	大西康生	(注)1.
	JAC Personnel Recruitment (Thailand) Ltd	バンコク	平成16年5月	職業紹介	末次隆夫	(注)1.
	PT.JAC Indonesia	ジャカルタ	平成14年6月	職業紹介	吉原穂子	(注)1.
	北京鼎世人材服務有限公司	北京	平成19年9月	職業紹介	藤田千栄子	(注)2.
	上海鼎世人材服務有限公司	上海	平成20年4月	職業紹介	紅青	(注)2.
その他	JAC Strattons Ltd	ロンドン	平成10年12月	不動産事業	田崎ひろみ	(注)1.
	JAC Financial Design Ltd	ロンドン	平成13年11月	ファイナンシャルプランナー	田崎ひろみ	(注)1.
	T.TAZAKI & Co Ltd	ロンドン	昭和49年11月	持株会社	田崎ひろみ	(注)1.
	Tazaki Foods Ltd	ロンドン	昭和53年7月	日本食品輸出入販売	古川周広	(注)1.

(注)1. 当社取締役相談役田崎忠良、当社代表取締役社長田崎ひろみ及び当社個人主要株主である金親晋午が議決権の過半数を所有する会社であります。

2. JAC Singapore Pte Ltdとフランチャイズ契約を締結している会社であります。

田崎グループ各社との取引関係について

現在、田崎グループのうちJAC Recruitment Group各社と当社は、国際間の人材紹介を目的とした業務提携を締結しており、当該業務提携に基づく取引があります。また田崎グループ各社と当社との間には、各種費用の立替金取引等の取引関係があります。その詳細は以下のとおりであります。

・業務提携契約の概要

契約の名称	契約の内容	契約期間
業務提携契約書	相互に人材を紹介し、入社確定したものについて人材を紹介した会社に紹介手数料の50%を支払う。	期間満了の1ヶ月以上前までにいずれからも書面による更新拒絶又は契約内容の変更の申し入れがなされない限り1年間延長、以降も同様とする。

・取引の詳細

当事業年度（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）

属性	氏名	住所	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権 等の所有（被 所有） 割合 （%）	関係内容		取引の 内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
役員及び 個人主要 株主が議 決権の過 半数を所 有する会 社	JAC Recruitment UK Ltd	UK London	10,899 (GBP)	職業紹介	-	役員 1名	役務提供 及び役務 の受入	人材紹介 料の支払	13	未払金	0
								人材紹介 売上	2	-	-
								紹介予定 派遣の支 払	0	-	-
								カレン ダー作成 費立替	0	-	-
役員及び 個人主要 株主が議 決権の過 半数を所 有する会 社	JAC Singapore Pte Ltd	Singapore	100,000 (S\$)	職業紹介	-	役員 1名	役務提供 及び役務 の受入	人材紹介 料の支払	13	未払金	0
								人材紹介 売上	12	売掛金	0
								業務委 託費	0	-	-
役員及び 個人主要 株主が議 決権の過 半数を所 有する会 社	JAC Strattons Ltd	UK London	59,143 (GBP)	不動産事業	-	役員 1名	役務提供 及び役務 の受入	旅費等立 替分の精 算	0	-	-
								カレン ダー作成 費立替	0	-	-
役員及び 個人主要 株主が議 決権の過 半数を所 有する会 社	JAC Personnel Recruitment Ltd	Thailand Bangkok	12,000,000 (THB)	職業紹介	-	役員 1名	役務提供 及び役務 の受入	人材紹介 料の支払	5	-	-
								人材紹介 売上	2	売掛金	0
								通信費立 替分の精 算	0	-	-
役員及び 個人主要 株主が議 決権の過 半数を所 有する会 社	JAC Recruitment Sdn Bhd	Malaysia Kuala Lumpur	200,000 (RM)	職業紹介	-	役員 1名	役務提供 及び役務 の受入	人材紹介 料の支払	1	-	-
								人材紹介 売上	3	売掛金	0

属性	氏名	住所	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権 等の所有 (被 所有) 割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
役員及び 個人主要 株主が議 決権の過 半数を所 有する会 社	PT. JAC Indonesia	Indonesia Jakarta	2,300,000,000 (RP)	職業紹介	-	役員 1名	役務提供 及び役務 の受入	人材紹介 料の支払	1	-	-
								人材紹介 売上	1	-	-
								広告及び 植樹費用 立替	0	-	-
-	北京鼎世人材 服務有限公司	中華人民 共和国 北京	500,000 (元)	職業紹介	-	-	役務提供 及び役務 の受入	人材紹介 料の支払	12	-	-
								人材紹介 売上	5	-	-
								当社社員 紹介手数 料	0	-	-
								広告費等 立替	0	-	-
-	上海鼎世人材 服務有限公司	中華人民 共和国 上海	200,000 (元)	職業紹介	-	-	役務提供 及び役務 の受入	人材紹介 料の支払	1	未払金	1

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 各社への主要出資者については、4(2)に記載しております。田崎グループについての表の脚注のとおりであります。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 人材紹介売上とは、当社が業務提携先に対し当社の登録人材を紹介した事で得る紹介料収入であります。また、人材紹介料・紹介予定派遣の支払とは、業務提携先に当社が支払う紹介手数料のことであり、それぞれは業務提携契約書に基づき、人材を紹介した会社に紹介手数料の50%を支払っております。
- (2) 当社社員紹介手数料並びに業務委託費は、各社との協議の上、決定しております。

当社取締役相談役田崎忠良及び代表取締役社長田崎ひろみの株主及び取締役としての影響力について

当社取締役相談役田崎忠良及び代表取締役社長田崎ひろみ(以下、「両氏」という。)は、現在、合計で当社株式の総議決権の57.8%を保有しており、当社の取締役の選任・解任、配当決定等の株主総会の承認を要する事項に大きな影響力を有しています。また、田崎忠良はグローバルな視点による企業経営全般に関する観点から当社に対してアドバイスを行っております。

しかしながら、当社の業務執行上の意思決定は、両氏及び代表取締役副社長服部啓男、専務取締役松園健及び取締役松岡繁の取締役計5名で構成される取締役会において決定しており、両氏の一存において業務執行上の意思決定がされることはありません。更に、当社は社外監査役3名が取締役会に出席し、取締役会の意思決定等に関して、恣意的な判断がされていないかどうか等を監視する内部統制システムを構築しています。

商標権について

「JAC Recruitment(ジグソー図)」の商標については、信託財産の管理を主要事業とするEmmergarten Holdings Ltd社(所在地:英国)が有しており、当社は設立当時から同社に対して商標の使用料及び経営指導料等を支払ってまいりました。

しかしながら、当社設立から13年を経た平成13年6月に、国内の人材ビジネスにおける経営ノウハウが当社に蓄積されたことにより当社が独自に事業展開することが可能であると判断し、日本国内における「JAC Recruitment(ジグソー図)」の商標権を同社から譲り受けております。

当社の海外展開方針について

当社の海外展開方針としましては、人材の国際的流動化の動きに合わせ、海外への人材紹介を実施していく方針です。しかしながら、国内に比して、紹介人数の少なさや給与水準による紹介料単価の低さ等の要因から、海外への人材紹介によって大きな収益を期待することは難しい状況にありますので、当社が独自で海外拠点を展開するための初期投資を行い、当社役職員を駐在員として派遣することは、費用に見合う対価が得られないと判断しております。また、今後とも日本の人材ビジネスの市場は、雇用形態の多様化、人材採用のアウトソーシング化、転職市場の活性化等により、更に拡大することが考えられますので、当社が直接投資による事業展開すべき地域を日本に集中することが、当社の業容拡大に最も資すると考えております。他方で国際間の人材紹介を行うには国際免許の取得が必要であり、そのためには海外の人材紹介免許を持った企業と業務提携することが、必須条件となっておりますので、海外に渡る人材紹介にあつては、その地域の既存の優良人材紹介企業と提携することが得策であると考えております。業務提携すべき海外の提携先の決定に当たっては、その取引条件、展開地域等を勘案しながら決定しております。

このような状況において、JAC Recruitment Group各社は、日本企業が数多く進出しているアジア各国（マレーシア、シンガポール、タイ、インドネシア、中華人民共和国）及び英国において人材紹介事業を展開しており、当社のご登録者が海外へ就業を希望している地域と一致しております。そのため、当社はそれぞれ現地にあるJAC Recruitment Group各社を業務提携先としております。

ただし、今後発生のご登録者、既存地域を含む取引先企業の必要とする海外地域での提携先につきましては、あらゆる可能性の中で必要に応じて、JAC Recruitment Group各社以外も含め、広く海外人材紹介企業との短期あるいは長期的な提携契約を締結し、海外展開を図って行く方針です。

(3) 法的規制について

事業運営に必要な許可について

当社は有料職業紹介事業者及び一般労働者派遣事業者として、厚生労働大臣の許可を受けております。また、当社の有している有料職業紹介事業者の許可の取消については、職業安定法第32条に欠格事項が定められており、一般労働者派遣事業許可の取消については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の第6条に欠格事由が定められています。現時点において認識している限りでは、当社はこれらの法令に定める欠格事由（法人であつて、その役員のうち禁錮以上の刑に処せられている、成年被後見人もしくは被補佐人又は破産者で復権を得ないもの等に該当する者があるもの）に該当する事実はありません。しかしながら将来、何らかの理由により許可の取消等が発生した場合には、当社の事業運営に大きな支障をきたすとともに、業績及び財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

法的規制の変化等について

当社は、職業安定法、労働者派遣法を遵守し事業を行っております。平成11年に両法令の規制緩和が進み、当社は今後も規制緩和が進んでいくものと予測しておりますが、万一法的規制が強化された場合には、当社の事業に制限が加わる可能性があります。

(4) 登録者数の確保について

人材紹介事業及び人材派遣事業においては、その事業の性格上、ご登録者及び派遣スタッフの確保が非常に重要であることから、当社では、ご登録者及び派遣スタッフをインターネット、新聞等による広告や、既登録者からの紹介等により募集しております。しかしながら、このような施策によりましても、団塊世代の退職並びに少子高齢化による将来の労働人口の減少、及び労働市場の変化等によって、企業からの求人を満足させる人材が確保できない場合、また派遣需要に対して十分な派遣スタッフの確保が行えなかった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5) 紹介手数料について

人材紹介事業においては、当社から求人先企業にご登録者を紹介し、就業開始をもって手数料を請求・売上計上しております。求人先企業とはご登録者を紹介する前に契約書もしくは申込書により手数料率、自己都合退職による返金の取り決めを行っております。人材紹介事業における企業間競争の激化により、この手数料率、自己都合退職による返金の取り決めに関して大きな変更があった場合には、請求金額が変動し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) ご登録者の自己都合退職について

当社は、人材紹介事業において、ご登録者の意向をもとに就業先を紹介し、求人内容、就業先の状況等の説明を行い、就業決定時には、就業内容について納得して就業していただけるよう心がけております。しかしながら、ご登録者が自己都合により入社後3ヶ月以内に退職した場合、コンサルタントフィーの一部を返金しております。雇用状況の変化等により自己都合退職の比率が変動する場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(7) 派遣料金について

人材派遣事業においては、派遣先企業に月単位で派遣料金を請求・売上計上しており、派遣スタッフに支払う給与及び社会保険等の費用を売上原価に計上しております。当社は適正水準による給与支払と適正価格による請求に努めており、派遣給与支払水準の引き上げの際には請求料金についても値上げすべく、派遣先企業との交渉に取り組んでおります。しかしながら、人材派遣事業における企業間競争の激化により、適正価格の水準を大きく下回る変更があった場合には、請求料金と支払給与の比率が変動し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) 派遣スタッフの社会保険料負担

当社は、社会保険の未加入問題に意識を持ち、派遣スタッフ及び派遣先企業へ働きかけを行っております。その結果、当社における社会保険の加入状況は平成20年12月31日現在において、加入有資格者135名全員が加入しております。

他方、平成16年年金制度改革により、標準報酬月額に対する厚生年金保険料会社負担分が現在の1,000分の76.75から、平成29年まで毎年1,000分の1.77ずつ引き上げられ、平成29年以降は1,000分の91.5まで上昇します。今後も社会情勢の変化によっては、社会保険制度の改正が考えられ、保険料率や被保険者の範囲などに変更がある場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(注) 派遣労働者と2ヶ月以内の期間を定めて雇用契約を締結する場合並びに1日又は1週間の労働時間及び1ヶ月の労働日数が派遣先企業における当該業務の基準労働時間及び労働日数の概ね4分の3未満である場合には社会保険の適用除外と定められております。(健康保険法第3条、厚生年金保険法第12条)

(9) 景気変動について

転職市場における人材紹介事業は、景気変動に伴う企業の採用動向により大きく影響を受けますが、景気の低迷期においても底堅い需要があるものと考えております。しかしながら、景気変動が、想定される変動幅を上回る変化をした場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(10) 退職者の同業他社への転職、同業の開始による影響

当社における退職率は、給与制度、教育制度の変更等により、全体的には、低減傾向にありますが、その絶対人数は会社規模の拡大により必ずしも減少しておりません。就業規則において退職後一定期間同業他社への転職禁止規定を設けると共に退職時には当社営業資産(顧客企業情報、ご登録者情報)の持出禁止と営業行為の禁止に対する同意書を提出させておりますが、同業他社への転職又は同業開始を完全に防止することには至っておりません。当社は、取引企業及びご登録者の当社担当者を複数化すること及び退職時の引継ぎ徹底により、営業上の損害が発生しない体制としております。

しかしながら、退職者が、当社の認知せざる形で当社取引先企業及びご登録者と接触することで、当社の紹介・派遣両事業の売上に妨害する可能性があります。

(11) 労働基準監督署の是正勧告と対応状況

平成17年9月14日に実施された中央労働基準監督署の調査に基づく、超過勤務の不払いの是正と過重労働の是正につきましては、同年12月の同署に対する報告をもって完了した旨の確認を同署よりいただきました。また、同署指摘事項につきましては、東京本社のみならず、全拠点において同様の是正を実施いたしました。それ以降各拠点において毎月開催する衛生委員会を中心として各現場管理職が、過重労働、サービス残業の撲滅に取り組んでおります。

しかしながら、今後、労働基準監督署等の調査の結果、当社に違反等が認められ、当社が行政指導を受けた場合には、当社の事業運営に大きな支障をきたすとともに、業績及び財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は以下の業務提携契約を締結しております。

契約の概要は以下のとおりであります。

契約の名称	会社名	契約の内容	契約期間
業務提携契約書	JAC Singapore Pte Ltd	相互に人材を紹介し、入社確定したものについて人材を紹介した会社に紹介手数料の50%を支払う。	期間満了の1ヶ月以上前までにいずれからも書面による更新拒絶又は契約内容の変更の申し入れがなされない限り1年間延長、以降も同様とする。 (契約締結日)平成14年8月13日
業務提携契約書	AGENSI PEKERJAAN JAC Sdn Bhd (JAC Malaysiaの100%出資事業運営子会社)	相互に人材を紹介し、入社確定したものについて人材を紹介した会社に紹介手数料の50%を支払う。	期間満了の1ヶ月以上前までにいずれからも書面による更新拒絶又は契約内容の変更の申し入れがなされない限り1年間延長、以降も同様とする。 (契約締結日)平成14年8月13日
業務提携契約書	JAC Recruitment UK Ltd	相互に人材を紹介し、入社確定したものについて人材を紹介した会社に紹介手数料の50%を支払う。	期間満了の1ヶ月以上前までにいずれからも書面による更新拒絶又は契約内容の変更の申し入れがなされない限り1年間延長、以降も同様とする。 (契約締結日)平成14年8月13日
業務提携契約書	JAC Personnel Recruitment Ltd (Thailand)	相互に人材を紹介し、入社確定したものについて人材を紹介した会社に紹介手数料の50%を支払う。	期間満了の1ヶ月以上前までにいずれからも書面による更新拒絶又は契約内容の変更の申し入れがなされない限り1年間延長、以降も同様とする。 (契約締結日)平成16年9月1日
業務提携契約書	PT. JAC Indonesia	相互に人材を紹介し、入社確定したものについて人材を紹介した会社に紹介手数料の50%を支払う。	期間満了の1ヶ月以上前までにいずれからも書面による更新拒絶又は契約内容の変更の申し入れがなされない限り1年間延長、以降も同様とする。 (契約締結日)平成17年5月1日
業務提携契約書	北京鼎世人材服务有限公司 (China)	相互に人材を紹介し、入社確定したものについて人材を紹介した会社に紹介手数料の50%を支払う。	期間満了の1ヶ月以上前までにいずれからも書面による更新拒絶又は契約内容の変更の申し入れがなされない限り1年間延長、以降も同様とする。 (契約締結日)平成20年2月13日
業務提携契約書	上海鼎世人材服务有限公司 (China)	相互に人材を紹介し、入社確定したものについて人材を紹介した会社に紹介手数料の50%を支払う。	期間満了の1ヶ月以上前までにいずれからも書面による更新拒絶又は契約内容の変更の申し入れがなされない限り1年間延長、以降も同様とする。 (契約締結日)平成20年10月24日

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、財政状態及び経営成績の分析・検討内容は当社の財務諸表に基づいて分析した内容であります。なお、本項における将来に関する事項については、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般的に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっての会計基準は、「第5 経理の状況 1.財務諸表等 (1) 財務諸表」の「重要な会計方針」に記載のとおりであります。

(2) 当事業年度の経営成績の分析

企業の正社員に対する人材需要は業種や職種により差があったものの全体として低下し、中途採用の選考基準が上昇してきたこと等の影響により、人材紹介事業の売上高は前事業年度比7.9%増にとどまり7,007百万円となりました。人材派遣事業では、派遣のみの社員派遣を暫時縮小し、紹介予定派遣に限定した事業を推進し、その結果、人材派遣事業の売上高は前事業年度比47.4%減の772百万円となりました。以上の結果、当事業年度の売上高は前事業年度比2.3%減の7,779百万円となりました。

売上総利益は、利益率の高い人材紹介事業の売上が増加したことにより、前事業年度比5.7%増の7,144百万円となり、売上総利益率は前事業年度比6.9ポイント改善し91.8%となりました。

販売費及び一般管理費は、横浜支店の増床移転、新入社員の受入れ、それに伴うレイアウト工事、積極的な広告宣伝、自社Webサイトの改善を実施した結果、前事業年度比20.7%増の7,200百万円となり、売上高販管費率は前事業年度比17.6ポイント増の92.5%となりました。

以上の結果、当事業年度の営業損失は55百万円（前事業年度は794百万円の営業利益）となり、営業利益率は前事業年度比10.7ポイント減の 0.7%となりました。

営業外収益は、定期預金の利息の収入により10百万円を計上し、前事業年度比3百万円増の14百万円となりました。

税引前当期純損失は、649百万円の特別損失を計上し、691百万円（前事業年度は760百万円の税引前当期純利益）となりました。また、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額の合計は、前事業年度比166百万円減の142百万円となりました。その結果、当期純損失は833百万円（前事業年度は451百万円の当期純利益）となりました。

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

流動性と資金の源泉

当社の所要資金は大きく分けると、経常運転資金と拠点開設資金及びIT関連設備投資となっております。これら所要資金のうち、拠点開設資金及びIT関連設備投資については、自己資金による調達を基本としております。

当事業年度の設備投資の主なものは、横浜支店の増床移転、東京本社追加工事等による建物・工具器具備品127百万円及びソフトウェア購入98百万円であります。

キャッシュ・フロー

当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況については「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」をご参照下さい。

資産、負債及び純資産

当事業年度における総資産は、現金及び預金537百万円減少、有形固定資産60百万円減少及び横浜支店移転による敷金・保証金の41百万円増加、繰延税金資産の取り崩しによる131百万円減少により、前事業年度に比べて562百万円減少の3,140百万円となりました。負債合計につきましては、事業再構築費用557百万円等による未払費用534百万円の増加、未払消費税等31百万円、及び賞与引当金23百万円の減少により、前事業年度に比べて454百万円増加の1,099百万円となりました。純資産につきましては、自己株式の取得による99百万円の減少、当期純損失833百万円、配当金の支払106百万円による繰越利益剰余金の減少941百万円により、前事業年度に比べて1,016百万円減少の2,041百万円となり、自己資本比率65.0%となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度におきましては、横浜支店の増床移転、東京本社追加工事を行い、ご登録者の方々に一層のサービスを提供できる環境作りに努めてまいりました。その結果、横浜支店35百万円、東京本社92百万円の設備投資を実施いたしました。

なお当事業年度におきまして、京都支店・神戸支店・福岡支店について減損損失を計上しました。また一橋オフィス閉鎖決定による減損損失24百万円を事業再構築費用の一部として計上しております。減損損失の内容につきましては、「第5 経理の状況 1.財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (損益計算書関係) 3 減損損失の内訳、4 事業再構築費用」に記載のとおりであります。

2【主要な設備の状況】

当社は国内7ヶ所にて営業を行っており、主要な設備は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業部門別の 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物	工具器具備品	建設仮勘定	合計	
東京本社 (東京都千代田区)	人材紹介事業 人材派遣事業	事務所 設備等	48	104	4	160	473 (63)
大阪支店 (大阪市北区)	人材紹介事業 人材派遣事業	事務所 設備等	26	22	-	48	147 (4)
京都支店 (京都市下京区)	人材紹介事業	事務所 設備等	-	-	-	-	31 -
横浜支店 (横浜市西区)	人材紹介事業	事務所 設備等	24	5	-	30	37 (0)
名古屋支店 (名古屋市東区)	人材紹介事業 人材派遣事業	事務所 設備等	12	2	-	15	70 (0)
神戸支店 (神戸市中央区)	人材紹介事業	事務所 設備等	-	-	-	-	26 -
福岡支店 (福岡市中央区)	人材紹介事業	事務所 設備等	-	-	-	-	26 -

(注) 1. 帳簿価額は固定資産に係る減損損失計上後の金額であります。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 建物につきましては賃借しており、年間賃借料は544百万円であります。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

5. リース契約による主な賃貸設備は、次のとおりであります。

名称	数量	リース期間 (年)	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
事務用機器 (所有権移転外ファイナンス・リース)	15	5	11	28

(注) 当事業年度において、リース資産の減損損失を計上しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社の設備投資については、事業計画をもとに、業界動向、投資効率を総合的に勘案して実施しております。

なお、平成20年12月31日における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業部門別の 名称	設備内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加 能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
本社 (東京都千代田区)	人材紹介事業 人材派遣事業	CTI設備機器	50	-	自己資金	平成21年6月	平成21年6月	経営資源 管理の効率化
本社 (東京都千代田区)	人材紹介事業 人材派遣事業	人材紹介等シ ステム改修	35	-	自己資金	平成21年3月	平成21年12月	経営資源 管理の効率化
本社 (東京都千代田区)	人材紹介事業 人材派遣事業	電話交換機 増強	35	-	自己資金	平成21年3月	平成21年3月	経営資源 管理の効率化

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経営資源の集中化を目的とした事業再構築の一環として、平成21年1月6日開催の当社取締役会において、当社の本社一橋オフィスを閉鎖することを決議しております。設備の除却については平成21年6月に行う予定であります。

なお、本社一橋オフィスの除却損相当額22百万円及びリース資産1百万円は減損損失として、原状回復工事等に見込まれる損失額31百万円とともに、当事業年度において特別損失「事業再構築費用」に含めて計上しております。「事業再構築費用」につきましては、「第5 経理の状況 1. 財務諸表等(1) 財務諸表 注記事項 (損益計算書関係) 4 事業再構築費用」に記載のとおりであります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,400,000
計	2,400,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年3月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	688,200	688,200	ジャスダック証券取引所	(注)1.2.
計	688,200	688,200	-	-

(注)1. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は10株であります。

2. 提出日現在発行数の欄には、平成21年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの、新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成16年12月9日の臨時株主総会決議により平成16年12月24日発行)

区分	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	6,140(注)6.	5,940(注)7.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,140(注)1.6.	5,940(注)1.7.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000(注)2.	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年1月1日 至平成26年12月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5.	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合、退職時に取締役会が特別にその後の行使を認めた場合、並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

新株予約権は、その行使期間においても当社普通株式が日本国内の証券取引所あるいは店頭市場において公開され6ヶ月を経過しなければ行使できない。

4. 新株予約権の消却事由及び消却条件

当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

上記3.の に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

5. 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

6. 従業員2名400株分の権利が喪失している。また取締役及び従業員計8名が22,570株、監査役2名が2,000株の権利行使をしている。

7. 従業員2名が200株の権利行使をしている。

(平成18年3月29日の第19期定時株主総会決議により平成18年6月2日発行)

区分	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	17,750(注)6.	16,700(注)7.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17,750(注)1.6.	16,700(注)1.7.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,000(注)2.	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年5月17日 至平成28年3月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,000 資本組入額 2,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5.	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{既発行株式数}} + \text{新規発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合、退職時に取締役会が特別にその後の行使を認めた場合、並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

新株予約権は、その行使期間においても当社普通株式が日本国内の証券取引所あるいは店頭市場において公開され6ヶ月を経過しなければ行使できない。

4. 新株予約権の消却事由及び消却条件

当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

上記3.の に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

5. 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

6. 退職により、7名4,250株分の権利が喪失している。

7. 退職により、3名1,050株分の権利が喪失している。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成16年12月24日 (注)1.	17,000	561,500	8	46	8	21
平成17年6月27日 (注)2.	45,000	606,500	33	80	33	55
平成18年4月18日 (注)3.	8,000	614,500	16	96	16	71
平成18年9月21日 (注)4.	50,000	664,500	511	607	511	582
平成20年1月1日～ 平成20年12月31日 (注)5.	23,700	688,200	11	619	11	594

- (注)1. 有償第三者割当 17,000株 発行価格 1,000円 資本組入額 500円
割当先 J A C J a p a n社員持株会ほか5名
2. 有償第三者割当 45,000株 発行価格 1,480円 資本組入額 740円
割当先 田崎忠良、田崎ひろみ
3. 有償第三者割当 8,000株 発行価格 4,000円 資本組入額 2,000円
割当先 J A C J a p a n社員持株会
4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
引受価額 20,460円
資本組入額 10,230円
払込金総額 1,023百万円
5. 平成16年12月9日の臨時株主総会決議による旧商法第280条ノ20及び法第280条ノ21の規定に基づく平成16年12月24日発行の新株予約権の行使
発行株数 23,700株
発行価格 1,000円
資本組入額 500円

(5) 【所有者別状況】

平成20年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数10株)							計	単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	9	9	5	4	891	921	-
所有株式数 (単元)	-	538	139	429	2,140	367	65,203	68,816	40
所有株式数の 割合(%)	-	0.78	0.20	0.62	3.11	0.53	94.75	100.00	-

(注)自己株式37,633株は、「個人その他」に3,763単元及び「単元未満株式の状況」に3株を含めて記載しております。

(6)【大株主の状況】

平成20年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
田崎 忠良	London United Kingdom	256,540	39.43
田崎 ひろみ	London United Kingdom	119,660	18.39
金親 晋午	東京都目黒区	102,100	15.69
神村 昌志	兵庫県川辺郡猪名川町	22,430	3.45
パーシングディヴィジョン オブドナルドソンラフ キンアンドジェンレット エスイーシーコーポレイ ション(常任代理人 シ ティバンク銀行株式会 社)	ONE PERSHING PLAZA JERSEY CITY NEW JERSEY U.S.A. (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	20,810	3.20
J A C J a p a n社員持 株会理事長 小野 廣人	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 神保町三井ビルディング14階	19,840	3.05
服部 啓男	神奈川県川崎市幸区	13,380	2.06
池田 秀樹	大阪府吹田市	6,000	0.92
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番地11号	5,230	0.80
大橋 茂一	東京都世田谷区	4,000	0.62
増田 浩二	神奈川県横須賀市	4,000	0.62
計	-	573,990	88.23

(注) 1.上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 5,230株

2.上記のほか、自己株式が37,633株あります。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 37,630	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 650,530	65,053	(注)1.
単元未満株式	普通株式 40	-	(注)2.
発行済株式総数	688,200	-	-
総株主の議決権	-	65,053	-

(注)1. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 「単元未満株式」の株式数の欄には、当社所有の自己株式3株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ジェイエシージャパン	東京都千代田区神田 神保町一丁目105番 地神保町三井ビル ディング14階	37,630	-	37,630	5.46
計	-	37,630	-	37,630	5.46

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

平成16年12月9日臨時株主総会決議

決議年月日	平成16年12月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 当社監査役 2名 当社従業員 24名(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	取締役に対し18,500、監査役に対し2,000、 従業員に対し10,610、合計31,110(注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)3.
新株予約権の行使期間	(注)3.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3.
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.平成21年2月28日現在、付与対象者のうち権利行使により当社取締役は3名、当社監査役は2名及び従業員は9名減少(退職による減少2名・権利行使による減少7名)により付与対象者は15名となっております。

2.平成21年2月28日現在、株式の数は25,170株減少(退職による減少400株、権利行使による減少24,770株)により合計5,940株となっております。

3.新株予約権の内容については、「(2)新株予約権等の状況」に記載をしております。

平成18年3月29日第19期定時株主総会決議

決議年月日	平成18年3月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1名 当社従業員 40名(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	監査役に対し500、従業員に対し21,500、 合計22,000(注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)3.
新株予約権の行使期間	(注)3.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3.
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.平成21年2月28日現在、付与対象者のうち従業員は10名減少(退職による減少10名)により付与対象者は31名となっております。

2.平成21年2月28日現在、株式の数は5,300株減少(退職による減少5,300株)により合計16,700株となっております。

3.新株予約権の内容については、「(2)新株予約権等の状況」に記載をしております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年3月7日)での決議状況 (取得期間 平成20年3月10日)	2,500	18,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	2,500	14,975,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	3,025,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	16.8
当期間における取得自己株式(注)	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	16.8
区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年8月20日)での決議状況 (取得期間 平成20年8月21日)	36,000	90,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	36,000	86,400,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	3,600,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	4.0
当期間における取得自己株式(注)	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	4.0

(注)「当期間における取得自己株式」欄には、平成21年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの取締役会決議による自己株式の取得は含めておりません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(新株予約権の権利行使)(注)1.	870	870,000	200	200,000
保有自己株式数(注)2.	37,633	-	37,433	-

(注)1.「当期間におけるその他(新株予約権の権利行使)」欄には、平成21年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による株式は含めておりません。

2.「当期間における保有自己株式数」欄には、平成21年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる取得自己株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社の利益配分に対する基本方針は、株主に安定的に配当を実施していくとともに、将来の事業展開及び経営基盤強化のため、内部留保の充実を図ることが重要であると考えております。

当社は、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、この剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

しかしながら、当社は、当事業年度（平成20年12月期）におきまして、当期純損失833百万円を計上いたしました。そのため、当社は利益配分の基本に立ち返り、今後の事業展開のための内部留保の必要性についても勘案して協議した結果、経営体質、財務体質の強化を図る必要から、誠に遺憾ながら当期の期末配当につきましては、無配当とさせていただきます。

なお当社は、「取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当はありません。

4【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月
最高（円）	-	-	27,800	25,100	6,850
最低（円）	-	-	20,100	4,300	1,620

（注）最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

なお、平成18年9月22日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	3,680	2,630	2,430	2,495	3,120	2,910
最低（円）	2,560	1,980	1,815	1,620	1,925	2,100

（注）最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)		田崎 ひろみ	昭和25年12月23日生	昭和44年4月 京都桃山ライオンズクラブ入社 昭和52年4月 住友信託銀行株式会社 ロンドン支店入社 昭和56年5月 T.TAZAKI&Co Ltd入社 昭和62年3月 JAC Singapore Pte Ltd設立 取締役就任(現任) 昭和63年3月 当社設立取締役就任 平成3年8月 T.TAZAKI&Co Ltd代表取締役就任 (現任) 平成10年12月 JAC Strattons Ltd設立 代表取締役就任 平成12年1月 当社代表取締役就任 平成13年11月 JAC Financial Design Ltd設立 代表取締役就任(現任) 平成14年9月 JAC Recruitment UK Ltd設立 代表取締役就任(現任) 平成17年3月 当社取締役会長就任 平成17年12月 JAC Personnel Recruitment Ltd取 締役就任(現任) 平成17年12月 JAC Recruitment sdn Bhd 取締役就任(現任) 平成19年7月 JAC Strattons Ltd取締役就任 平成20年2月 JAC Strattons Ltd 代表取締役就任(現任) 平成20年4月 当社代表取締役社長就任(現任) 平成20年6月 PT.JAC Indonesia取締役就任 (現任)	(注)2.	119
取締役副社長 (代表取締役)	管理本部長	服部 啓男	昭和29年12月25日生	昭和52年4月 株式会社日本リクルートセンター (現株式会社リクルート)入社 平成7年4月 株式会社ハーフセンチュリーモア 入社 平成7年7月 同社取締役就任 平成13年7月 当社取締役就任 平成13年8月 当社取締役副社長就任 平成16年3月 株式会社パークレーヴァウチャー ズ監査役就任 平成17年4月 当社管理部長 平成18年7月 当社管理本部長兼人事部長 平成19年1月 当社管理本部長 平成20年1月 当社営業本部長 平成20年4月 当社代表取締役副社長就任 (現任) 平成21年2月 当社管理本部長(現任)	(注)2.	13
専務取締役	営業本部長	松園 健	昭和33年1月3日生	昭和58年5月 株式会社日本リクルートセンター (現株式会社リクルート)入社 平成15年4月 株式会社リクルートエイブリック (現株式会社リクルートエージェント)入社 平成18年4月 株式会社リクルートエグゼクティ ブエージェント代表取締役社長 平成20年4月 同社取締役 平成20年11月 当社営業副本部長 平成21年2月 当社営業本部長(現任) 平成21年3月 当社専務取締役就任(現任)	(注)3.	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役相談役		田崎 忠良	昭和18年7月16日生	昭和42年6月 三菱商事株式会社ロンドン支店入社 昭和43年10月 Continental Ore Corp ロンドン支店入社 昭和48年4月 住友商事株式会社ロンドン支店入社 昭和49年11月 T.TAZAKI&Co Ltd設立取締役就任 (現任) 昭和62年1月 株式会社パークレーヴァウチャーズ設立代表取締役就任 昭和63年3月 当社設立代表取締役就任 平成12年1月 当社取締役就任 平成16年3月 株式会社パークレーヴァウチャーズ取締役就任 平成17年3月 当社取締役相談役就任(現任)	(注)2.	256
取締役		松岡 繁	昭和32年5月27日生	昭和55年4月 日本エヌ・シー・アール株式会社 (現日本NCR株式会社)入社 平成17年9月 日本オラクル株式会社入社 常務執行役員 最高財務責任者 平成18年8月 同社取締役常務執行役員 平成19年8月 同社常務執行役員 最高財務責任者 平成20年1月 当社管理本部長 平成20年3月 当社取締役就任(現任) 平成20年4月 当社代表取締役副社長就任 平成21年2月 当社代表取締役副社長退任	(注)2.	-
常勤監査役		山下 実	昭和34年11月1日生	昭和57年4月 株式会社日本リクルートセンター (現株式会社リクルート)入社 昭和60年5月 株式会社リクルートコスモス(現 株式会社コスモスイニシア)入社 平成6年5月 株式会社セントラルサービスシ テム入社 平成8年11月 株式会社ゴールドクレスト入社 平成12年2月 有限会社ブレインフォーラム設立 取締役就任 平成13年3月 株式会社レゾナンス監査役就任 平成15年3月 NFGインベストメントサポート株 式会社取締役就任 平成17年3月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)4.	-
監査役		大橋 茂一	大正11年3月28日生	昭和19年10月 株式会社住友本社入社 昭和59年6月 住友商事株式会社代表取締役副社 長就任 昭和62年6月 住商リース株式会社(現三井住友 ファイナンス&リース株式会社)代 表取締役社長就任 平成13年3月 当社監査役就任(現任)	(注)4.	4
監査役		増田 浩二	昭和9年11月23日生	昭和39年6月 公認会計士登録 昭和55年8月 監査法人中央会計事務所社員就任 昭和58年3月 監査法人中央会計事務所代表社員 就任 平成16年3月 当社監査役就任(現任) 平成17年1月 税理士法人あい会計社代表社員 就任(現任)	(注)4.	4
						397

- (注) 1. 代表取締役社長田崎ひろみは、取締役相談役田崎忠良の配偶者であります。
2. 任期は、平成20年3月25日定時株主総会から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 任期は、平成21年3月26日定時株主総会から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 任期は、平成18年5月16日臨時株主総会から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 監査役山下実、大橋茂一及び増田浩二は社外監査役であります。
6. 当社は、法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数(千株)
小澤 優一	昭和18年9月1日生	昭和44年4月 弁護士登録 石井法律事務所入所 現在に至る	3

6. 当社では、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能の分離を可能とする執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定及び監督機能を強化しております。執行役員は5名で構成されております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、長期安定的な株主価値の向上が、会社経営の使命であると考えており、会社の永続的な発展のために、経営の透明性、健全性及び効率性を追求しております。また、当社は、タイムリーかつ正確な経営情報を開示すること、法令を遵守し、株主をはじめ顧客企業、ご登録者、社員等ステークホルダーとの良好な関係を維持発展させることを図るために、コーポレート・ガバナンス体制を強化してまいります。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

会社の機関の内容

当社は、取締役会と監査役制度を設け、この2つの機関が中心となって、コーポレート・ガバナンスの維持・強化を図る体制をとっております。その具体的な内容は次のとおりであります。

取締役会は、取締役5名で構成されており、毎月1回の定例取締役会を、また、必要に応じて臨時の取締役会を開催することとしており、原則として取締役、監査役全員の参加をもって議事を行うこととしております。取締役会は、経営方針、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関として運用されております。

監査役は、常勤監査役及び非常勤監査役2名の計3名を選任しております。監査役3名は、いずれも会社法所定の社外監査役の要件を充たしております。毎月1回の監査役会を開催しており、取締役会、その他重要な会議に出席するとともに、監査役相互の情報共有、効率的な監査に資する体制としております。

また、平成21年3月より当社の経営上の重要事項に関する代表取締役社長を含む職務執行取締役、執行役員及び使用人等による協議の場として、経営戦略会議を設置し、適時・適切な経営判断に資することを目的として毎月1回開催しております。

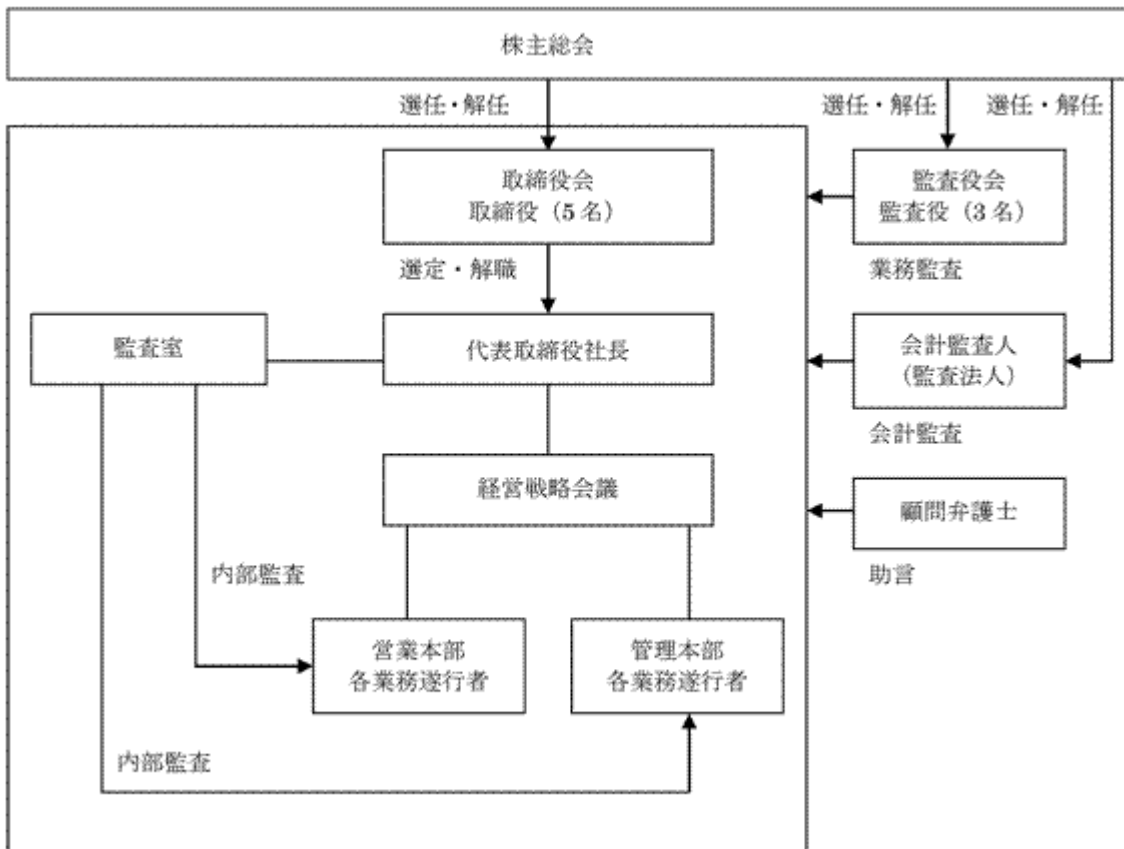
内部統制システムの整備状況

当社は、必要な業務・管理機能を所定の部組織に分割して担わせ、業務規程、権限規程の遵守を徹底することで、権限分離と内部牽制を実現する業務運営を図ることとしております。

さらに、内部監査機関として社長直属の組織である監査室が、年度毎の内部監査スケジュールに沿った内部監査を実施し、内部牽制組織の有効性をモニタリングすることとしております。

(会社の機関、内部統制の関係)

平成21年3月26日現在



内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、社長直属の組織である監査室が担当し、監査室長及び室員の3名を中心に、必要に応じて他部門の者の協力を得て行っております。内部監査に当たっては、年間の内部監査計画に基づき、業務規程、権限規程の遵守状況のほか、各部におけるコンプライアンス遵守体制及びリスク管理状況を調査検証しております。

監査役監査は、監査役3名により、取締役会に出席するほか、年間の監査計画に基づき、法令定款の遵守状況を中心とした業務監査を行っております。

内部監査及び監査役監査の実施に当たっては、三様監査の基本思想のもと、内部監査担当者及び監査役間で相互報告を行うほか、監査法人から監査の方法と結果に関する報告を受け、相互の連携を図っております。

監査の状況

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。平成20年12月期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 村山憲二、指定有限責任社員 業務執行社員 山崎一彦

なお、継続監査年数は、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士5名、その他6名

(注) 新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

社外取締役及び社外監査役の関係

当社は、社外取締役を選任しておりません。

当社の監査役3名はいずれも社外監査役であります。社外監査役山下実は、ストック・オプションとして当社潜在株式を500株、社外監査役大橋茂一及び増田浩二は、それぞれ当社株式4,000株保有しております。

この他に当社と監査役との間には、人的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

(3) 役員報酬の内容

第22期(平成20年12月期)における当社の取締役及び監査役に対する報酬は以下のとおりであります。

取締役を支払った報酬(6名) 148百万円

監査役を支払った報酬(3名) 17百万円

合計(9名) 165百万円

(注) 1. 取締役を支払った報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 監査役を支払った報酬は、すべて会社法第2条第16号に定める社外監査役へ支払った報酬であります。

3. 株主総会決議(平成17年3月25日)による取締役の報酬年額は300百万円以内、監査役の報酬年額は50百万円以内であります。

(4) 監査報酬等の内容

第22期(平成20年12月期)における会計監査人に対する報酬は以下のとおりであります。

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 16百万円

公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務に係る報酬 2百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、財務報告に係る内部統制の評価作業に関連する助言

・指導業務に対するものであります。

(5) 取締役の定数

当社の取締役は、8名以内とする旨を、定款に定めております。

(6) 取締役選解任決議の要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を、取締役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を、定款に定めております。

(7) 自己株式の取得

当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を、定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(8) 株主総会特別決議の要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(9) 取締役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を、定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(10) 監査役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を、定款に定めております。これは、監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(11) 中間配当金

当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる旨を、定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

前事業年度（平成19年1月1日から平成19年12月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年1月1日から平成20年12月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自平成19年1月1日至平成19年12月31日）の財務諸表について、新日本監査法人により監査を受け、また、当事業年度の財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年12月31日)		当事業年度 (平成20年12月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
流動資産						
1.現金及び預金		2,150		1,613		
2.売掛金		444		352		
3.貯蔵品		0		0		
4.前払費用		80		103		
5.未収還付法人税等		-		113		
6.繰延税金資産		85		-		
7.その他		22		18		
貸倒引当金		6		5		
流動資産合計		2,778	75.0	2,195	69.9	
固定資産						
1.有形固定資産						
(1)建物		182		176		
減価償却累計額		41	140	63	112	
(2)車両運搬具		11		11		
減価償却累計額		6	4	8	3	
(3)工具器具備品		252		319		
減価償却累計額		108	143	185	134	
(4)建設仮勘定			26		4	
有形固定資産合計			315		255	8.1
2.無形固定資産						
(1)商標権			1		1	
(2)ソフトウェア			28		108	
(3)その他			2		4	
無形固定資産合計			33		114	3.7
3.投資その他の資産						
(1)敷金・保証金			528		570	
(2)繰延税金資産			46		-	
(3)長期前払費用			-		4	
(4)更生債権			2		2	
(5)長期未収入金			4		1	
貸倒引当金			7		3	
投資その他の資産合計			575		575	18.3
固定資産合計			923		944	30.1
資産合計			3,702		3,140	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年12月31日)		当事業年度 (平成20年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1. 未払金			331		333
2. 未払費用			33		568
3. 未払消費税等			69		38
4. 前受金			0		0
5. 預り金			70		66
6. 賞与引当金			68		44
7. 解約調整引当金			38		26
8. その他			-		6
流動負債合計			611	16.5	1,085
固定負債					
1. 長期未払金			32		14
固定負債合計			32	0.9	14
負債合計			644	17.4	1,099
(純資産の部)					
株主資本					
1. 資本金			607	16.4	619
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		582		594	
資本剰余金合計			582	15.7	594
3. 利益剰余金					
(1) 利益準備金		1		1	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		800		800	
繰越利益剰余金		1,065		124	
利益剰余金合計			1,867	50.5	926
4. 自己株式			0	0.0	99
株主資本合計			3,057	82.6	2,041
純資産合計			3,057	82.6	2,041
負債純資産合計			3,702	100.0	3,140

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)		当事業年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
売上高	1	6,497	100.0	7,007	100.0
1. 紹介事業収入		1,466		7,779	
2. 派遣事業収入					
売上原価					
1. 紹介事業原価		50	15.1	51	8.2
2. 派遣事業原価		1,153	84.9	583	635
売上総利益					
6,760		6,760	84.9	7,144	91.8
販売費及び一般管理費					
1. 役員報酬		192		165	
2. 給与手当等		2,978		3,729	
3. 法定福利費		390		478	
4. 退職給付費用		66		78	
5. 賞与引当金繰入		68		44	
6. 貸倒引当金繰入		11		0	
7. 地代家賃		523		651	
8. 減価償却費		104		128	
9. 広告宣伝費		566		721	
10. 貸倒損失		1		-	
11. その他		1,062	74.9	1,202	7,200
営業利益又は営業損失()			10.0		55
794		794	10.0	55	0.7
営業外収益					
1. 受取利息		7		10	
2. 受取配当金		1		2	
3. セミナー収入		0		-	
4. その他		1	0.1	1	14
11		11	0.1	1	0.2
営業外費用					
1. 為替差損		0		0	
2. その他		0	0.0	0	0.0
0		0	0.0	0	0.0
経常利益又は経常損失()			10.1		41
804		804	10.1	41	0.5

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)		当事業年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
特別利益					
1. 貸倒引当金戻入		3	0.1	-	-
特別損失					
1. 固定資産除却損	2	47		6	
2. 減損損失	3	-		39	
3. 事業再構築費用	4	-		557	
4. 損害補償金	5	-		41	
5. 家賃等解約違約金	6	-	0.6	4	8.4
税引前当期純利益 又は 税引前当期純損失()			9.6		8.9
法人税、住民税 及び事業税		244		10	
法人税等調整額		65	3.9	131	1.8
当期純利益 又は当期 純損失()			5.7		10.7

売上原価明細書

紹介事業売上原価明細

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)		構成比 (%)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)		構成比 (%)
		金額(百万円)			金額(百万円)		
経費							
1. 外注費		50	50	100.0	51	51	100.0
合計			50	100.0		51	100.0

派遣事業売上原価明細

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)		構成比 (%)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)		構成比 (%)
		金額(百万円)			金額(百万円)		
労務費							
1. 派遣社員人件費		1,032			521		
2. 派遣社員法定福利費		118	1,150	99.8	61	582	99.8
経費							
1. その他		2	2	0.2	1	1	0.2
合計			1,153	100.0		583	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）

	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			自 己 株 式	株 主 本 計 資 合 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計		その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計			
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
平成18年12月31日 残高 (百万円)	607	582	582	1	800	694	1,495	-	2,685	2,685
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						79	79		79	79
当期純利益						451	451		451	451
自己株式の取得								0	0	0
事業年度中の変動額合計 (百万円)	-	-	-	-	-	371	371	0	371	371
平成19年12月31日 残高 (百万円)	607	582	582	1	800	1,065	1,867	0	3,057	3,057

当事業年度（自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日）

	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			自 己 株 式	株 主 本 計 資 合 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計		その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計			
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
平成19年12月31日 残高 (百万円)	607	582	582	1	800	1,065	1,867	0	3,057	3,057
事業年度中の変動額										
新株の発行	11	11	11						23	23
剰余金の配当						106	106		106	106
当期純損失						833	833		833	833
自己株式の取得								101	101	101
自己株式の処分						1	1	2	0	0
事業年度中の変動額合計 (百万円)	11	11	11	-	-	941	941	99	1,016	1,016
平成20年12月31日 残高 (百万円)	619	594	594	1	800	124	926	99	2,041	2,041

【キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フ ロー			
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失()		760	691
減価償却費		104	128
貸倒引当金の増減額		6	4
賞与引当金の減少額		46	23
解約調整引当金の増減額		7	11
受取利息及び受取配当金		8	10
固定資産除却損		47	6
家賃等解約違約金		-	4
損害補償金		-	41
事業再構築費用		-	22
減損損失		-	34
売上債権の増減額		3	95
棚卸資産の増減額		0	0
未払金の減少額		61	33
未払費用の増減額		10	534
未払消費税等の減少額		36	31
その他		10	28
小計		749	33
利息及び配当金の受取額		8	10
家賃等解約違約金の支払額		-	4
補償金の受取額		2	-
損害補償金の支払額		-	21
法人税等の支払額		768	102
営業活動によるキャッシュ・フ ロー		7	83
投資活動によるキャッ シュ・フロー			
定期預金の預入れによる支出		36	8
定期預金の払戻しによる収入		61	231
有形固定資産の取得による 支出		200	115
無形固定資産の取得による 支出		21	102
その他投資の取得による支出		105	53
その他投資の回収による収入		35	-
投資活動によるキャッシュ・フ ロー		266	48

		前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
財務活動によるキャッシュ・フ ロー			
株式の発行による収入		-	23
配当金の支払額		79	105
自己株式取得による支出		0	101
自己株式処分による収入		-	0
財務活動によるキャッシュ・フ ロー		79	182
現金及び現金同等物の減少額		353	315
現金及び現金同等物の期首残高		2,282	1,928
現金及び現金同等物の期末残高		1,928	1,613

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	貯蔵品 最終仕入原価法による原価法を採用しております。	同左
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8年～15年 車両運搬具 6年 工具器具備品 3年～20年</p> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	<p>(1)有形固定資産 同左</p> <p>-</p> <p>(追加情報) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2)無形固定資産 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金 売掛金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(3)解約調整引当金 解約による損失に備えるため、既に計上した売上高のうち、個別に解約が見込まれる分は個別の解約による払戻予想見積額を計上し、その他は解約の実績率により解約による払戻予想見積額を計上しております。</p>	<p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)賞与引当金 同左</p> <p>(3)解約調整引当金 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(1)消費税等の会計処理 同左

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)
-	(貸借対照表) 前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収還付法人税等」は、資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記することといたしました。 なお、前期における「未収還付法人税等」の金額は19百万円であります。

注記事項

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	当事業年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)																																																
<p>1 紹介事業収入は、解約調整引当金繰入額38百万円及び解約調整引当金戻入額10百万円の調整後の金額であります。</p> <p>2 固定資産除却損の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建 物</td> <td style="text-align: right;">20百万円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">24百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">47百万円</td> </tr> </table> <p>3 -</p>	建 物	20百万円	工具器具備品	1百万円	ソフトウェア	24百万円	合計	47百万円	<p>1 紹介事業収入は、解約調整引当金繰入額26百万円の調整後の金額であります。</p> <p>2 固定資産除却損の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建 物</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">6百万円</td> </tr> </table> <p>3 減損損失の内訳</p> <p>(1) 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都支店 (京都市下京区)</td> <td>営業業務用資産</td> <td>建物、工具器具備品等</td> </tr> <tr> <td>神戸支店 (神戸市中央区)</td> <td>営業業務用資産</td> <td>建物、工具器具備品等</td> </tr> <tr> <td>福岡支店 (福岡市中央区)</td> <td>営業業務用資産</td> <td>建物、工具器具備品等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯</p> <p>継続して営業損失が発生している資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失の金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建 物</td> <td style="text-align: right;">26百万円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">8百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">39百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 資産のグルーピングの方法</p> <p>当社はキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、各拠点ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>(5) 回収可能性の算定方法</p> <p>資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、ゼロとしております。</p> <p>4 事業再構築費用</p> <p>事業再構築費用の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">特別退職加算金等</td> <td style="text-align: right;">501百万円</td> </tr> <tr> <td>一橋オフィス閉鎖関連 原状回復工事等</td> <td style="text-align: right;">31百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 建 物</td> <td style="text-align: right;">14百万円</td> </tr> <tr> <td> 工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> <tr> <td> リース資産</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">557百万円</td> </tr> </table>	建 物	5百万円	工具器具備品	1百万円	合計	6百万円	場所	用途	種類	京都支店 (京都市下京区)	営業業務用資産	建物、工具器具備品等	神戸支店 (神戸市中央区)	営業業務用資産	建物、工具器具備品等	福岡支店 (福岡市中央区)	営業業務用資産	建物、工具器具備品等	建 物	26百万円	工具器具備品	8百万円	リース資産	4百万円	合計	39百万円	特別退職加算金等	501百万円	一橋オフィス閉鎖関連 原状回復工事等	31百万円	減損損失		建 物	14百万円	工具器具備品	7百万円	リース資産	1百万円	合計	557百万円
建 物	20百万円																																																
工具器具備品	1百万円																																																
ソフトウェア	24百万円																																																
合計	47百万円																																																
建 物	5百万円																																																
工具器具備品	1百万円																																																
合計	6百万円																																																
場所	用途	種類																																															
京都支店 (京都市下京区)	営業業務用資産	建物、工具器具備品等																																															
神戸支店 (神戸市中央区)	営業業務用資産	建物、工具器具備品等																																															
福岡支店 (福岡市中央区)	営業業務用資産	建物、工具器具備品等																																															
建 物	26百万円																																																
工具器具備品	8百万円																																																
リース資産	4百万円																																																
合計	39百万円																																																
特別退職加算金等	501百万円																																																
一橋オフィス閉鎖関連 原状回復工事等	31百万円																																																
減損損失																																																	
建 物	14百万円																																																
工具器具備品	7百万円																																																
リース資産	1百万円																																																
合計	557百万円																																																
4 -																																																	

前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)		当事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)	
5	-	5 損害補償金 当社は代表取締役社長に就任しておりました神村昌志氏を平成20年 4月23日開催の取締役会において、代表取締役(代表者)より解職し、同氏は平成20年 7月30日付で取締役を辞任いたしました。 これに伴い、同氏に生じた損害に対して当社が補償したものであります。	
6	-	6 家賃等解約違約金 横浜支店移転に伴う賃貸借解約損の内訳は次のとおりです。 地代家賃	4百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	664,500	-	-	664,500
合計	664,500	-	-	664,500
自己株式				
普通株式(注)	-	3	-	3
合計	-	3	-	3

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加3株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年 3月28日 定時株主総会	普通株式	79	120	平成18年12月31日	平成19年 3月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年 3月25日 定時株主総会	普通株式	106	利益剰余金	160	平成19年12月31日	平成20年3月26日

当事業年度（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1.	664,500	23,700	-	688,200
合計	664,500	23,700	-	688,200
自己株式				
普通株式(注)2.3.	3	38,500	870	37,633
合計	3	38,500	870	37,633

(注)1.普通株式の発行済株式の株式数の増加23,700株は、新株予約権の行使による増加であります。

2.普通株式の自己株式の株式数の増加38,500株は、自己株式の買取による増加であります。

3.普通株式の自己株式の株式数の減少870株は、新株予約権の行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年3月25日 定時株主総会	普通株式	106	160	平成19年12月31日	平成20年3月26日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)		当事業年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年12月31日現在) (百万円)		現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在) (百万円)	
現金及び預金勘定	2,150	現金及び預金勘定	1,613
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	222	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-
現金及び現金同等物	1,928	現金及び現金同等物	1,613

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)				当事業年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)			
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
工具器具備品	52	14	38	工具器具備品	46	25	21
ソフトウェア	1	0	1	ソフトウェア	1	0	1
合計	54	14	39	合計	48	25	22
(2)未経過リース料期末残高相当額				(2)未経過リース料期末残高相当額			
1年内 10百万円				1年内 10百万円			
1年超 29百万円				1年超 19百万円			
合計 40百万円				合計 29百万円			
(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失			
支払リース料 10百万円				支払リース料 11百万円			
減価償却費相当額 10百万円				リース資産減損勘定の取崩額 -百万円			
支払利息相当額 0百万円				減価償却費相当額 10百万円			
				支払利息相当額 0百万円			
				減損損失 6百万円			
(4)減価償却費相当額の算定方法				(4)減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			
(5)利息相当額の算定方法				(5)利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法につきましては、利息法によっております。				同左			
2. -				2.オペレーティング・リース取引 未経過リース料			
				1年内 45百万円			
				1年超 26百万円			
				合計 72百万円			

(有価証券関係)

前事業年度(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)、当事業年度(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

当社は有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)、当事業年度(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

(1)採用している退職給付制度の概要

当社は、平成18年12月1日に退職一時金制度より、確定拠出年金制度へ移行しております。

(2)退職給付債務及びその内訳

該当事項はありません。

(3)退職給付費用の内訳

前事業年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)		当事業年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	
確定拠出年金への掛金支払額(百万円)	66	確定拠出年金への掛金支払額(百万円)	78
合計(百万円)	66	合計(百万円)	78

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)

(1)ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

ストック・オプションの内容

	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 3名 当社監査役 2名 当社従業員 24名	当社監査役 1名 当社従業員 40名
ストック・オプション数(注)1.	普通株式 31,110株	普通株式 22,000株
付与日	平成16年12月24日	平成18年6月2日
権利確定条件	(注)2.	(注)2.
対象勤務期間	自平成17年12月24日 至平成20年1月1日	自平成18年6月2日 至平成20年5月17日
権利行使期間	自平成20年1月1日 至平成26年12月8日	自平成20年5月17日 至平成28年3月28日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件

- (1)新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- (2)新株予約権発行時において当社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合、退職時に取締役会が特別にその後の行使を認めた場合、並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- (3)新株予約権は、その行使期間においても当社普通株式が日本国内の証券取引所あるいは店頭市場において公開され6ヶ月を経過しなければ行使できない。

ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

1) スtock・オプションの数

	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	31,110	22,000
付与	-	-
失効	400	2,150
権利確定	-	-
未確定残	30,710	19,850
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

2) 単価情報

	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,000	4,000
行使時平均株価 (円)	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-	0

(2) スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

平成18年6月2日に付与したストック・オプションの公正な評価単価は、付与日において未公開企業であったため、単位当たりの本源的価値の見積りにより算定しております。

1株当たりの評価額 4,000円

株式の評価は、収益還元法と時価純資産法に基づいて算出した価格を基礎として決定しております。

新株予約権の行使価格 4,000円

算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額と同額のため、単位当たり本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。また、当事業年度末における本源的価値の合計額は、35百万円であります。

なお、本源的価値の算定においては、期末日現在の株価の終値をもって、本源的価値を算定しております。

(3) スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(4) 財務諸表への影響額

ストック・オプション制度による財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

(1)ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

ストック・オプションの内容

	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 3名 当社監査役 2名 当社従業員 24名	当社監査役 1名 当社従業員 40名
ストック・オプション数(注)1.	普通株式 31,110株	普通株式 22,000株
付与日	平成16年12月24日	平成18年6月2日
権利確定条件	(注)2.	(注)2.
対象勤務期間	自平成17年12月24日 至平成20年1月1日	自平成18年6月2日 至平成20年5月17日
権利行使期間	自平成20年1月1日 至平成26年12月8日	自平成20年5月17日 至平成28年3月28日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件

- (1)新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- (2)新株予約権発行時において当社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合、退職時に取締役会が特別にその後の行使を認めた場合、並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- (3)新株予約権は、その行使期間においても当社普通株式が日本国内の証券取引所あるいは店頭市場において公開され6ヶ月を経過しなければ行使できない。

ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

1) スtock・オプションの数

	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	30,710	19,850
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	30,710	19,850
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	30,710	19,850
権利行使	24,570	-
失効	-	2,100
未行使残	6,140	17,750

2) 単価情報

	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,000	4,000
行使時平均株価 (円)	5,060	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-	0

(2) スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しておりま
す。

(3) 財務諸表への影響額

ストック・オプション制度による財務諸表に与える影響はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)																																																																																		
<p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p style="text-align: center;">繰延税金資産</p> <table border="0"> <tr><td>賞与引当金繰入限度超過額</td><td style="text-align: right;">27百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">3百万円</td></tr> <tr><td>減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">38百万円</td></tr> <tr><td>解約調整引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">15百万円</td></tr> <tr><td>一括償却資産超過額</td><td style="text-align: right;">7百万円</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">4百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金超過額</td><td style="text-align: right;">5百万円</td></tr> <tr><td>貸倒損失</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>未払社会保険料</td><td style="text-align: right;">3百万円</td></tr> <tr><td>退職給付制度変更に係る</td><td style="text-align: right;">8百万円</td></tr> <tr><td>未払金否認</td><td></td></tr> <tr><td>退職給付制度変更に係る</td><td style="text-align: right;">13百万円</td></tr> <tr><td>長期未払金否認</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">131百万円</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table border="0"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金算入されない項目</td><td style="text-align: right;">1.1%</td></tr> <tr><td>住民税均等割額</td><td style="text-align: right;">1.5%</td></tr> <tr><td>留保金課税</td><td style="text-align: right;">0.2%</td></tr> <tr><td>過年度還付法人税等</td><td style="text-align: right;">2.6%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.3%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">40.6%</td></tr> </table>	賞与引当金繰入限度超過額	27百万円	未払事業税	3百万円	減価償却超過額	38百万円	解約調整引当金繰入超過額	15百万円	一括償却資産超過額	7百万円	未払事業所税	4百万円	貸倒引当金超過額	5百万円	貸倒損失	0百万円	未払社会保険料	3百万円	退職給付制度変更に係る	8百万円	未払金否認		退職給付制度変更に係る	13百万円	長期未払金否認		その他	1百万円	繰延税金資産合計	131百万円	法定実効税率	40.7%	(調整)		交際費等永久に損金算入されない項目	1.1%	住民税均等割額	1.5%	留保金課税	0.2%	過年度還付法人税等	2.6%	その他	0.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.6%	<p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p style="text-align: center;">繰延税金資産</p> <table border="0"> <tr><td>賞与引当金繰入限度超過額</td><td style="text-align: right;">18百万円</td></tr> <tr><td>減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">28百万円</td></tr> <tr><td>解約調整引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">10百万円</td></tr> <tr><td>一括償却資産超過額</td><td style="text-align: right;">14百万円</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">4百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金超過額</td><td style="text-align: right;">3百万円</td></tr> <tr><td>未払社会保険料</td><td style="text-align: right;">2百万円</td></tr> <tr><td>退職給付制度変更に係る</td><td style="text-align: right;">8百万円</td></tr> <tr><td>未払金否認</td><td></td></tr> <tr><td>退職給付制度変更に係る</td><td style="text-align: right;">5百万円</td></tr> <tr><td>長期未払金否認</td><td></td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">15百万円</td></tr> <tr><td>事業再構築費用</td><td style="text-align: right;">226百万円</td></tr> <tr><td>損害補償金</td><td style="text-align: right;">8百万円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">60百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">409百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">- 百万円</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">繰延税金資産の回収可能性について、業績の動向を踏まえ慎重に検討しました結果、繰延税金資産全額に対して評価性引当金を計上しております。</p> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">税引前当期純損失が計上されているため記載を省略しております。</p>	賞与引当金繰入限度超過額	18百万円	減価償却超過額	28百万円	解約調整引当金繰入超過額	10百万円	一括償却資産超過額	14百万円	未払事業所税	4百万円	貸倒引当金超過額	3百万円	未払社会保険料	2百万円	退職給付制度変更に係る	8百万円	未払金否認		退職給付制度変更に係る	5百万円	長期未払金否認		減損損失	15百万円	事業再構築費用	226百万円	損害補償金	8百万円	繰越欠損金	60百万円	その他	1百万円	評価性引当額	409百万円	繰延税金資産合計	- 百万円
賞与引当金繰入限度超過額	27百万円																																																																																		
未払事業税	3百万円																																																																																		
減価償却超過額	38百万円																																																																																		
解約調整引当金繰入超過額	15百万円																																																																																		
一括償却資産超過額	7百万円																																																																																		
未払事業所税	4百万円																																																																																		
貸倒引当金超過額	5百万円																																																																																		
貸倒損失	0百万円																																																																																		
未払社会保険料	3百万円																																																																																		
退職給付制度変更に係る	8百万円																																																																																		
未払金否認																																																																																			
退職給付制度変更に係る	13百万円																																																																																		
長期未払金否認																																																																																			
その他	1百万円																																																																																		
繰延税金資産合計	131百万円																																																																																		
法定実効税率	40.7%																																																																																		
(調整)																																																																																			
交際費等永久に損金算入されない項目	1.1%																																																																																		
住民税均等割額	1.5%																																																																																		
留保金課税	0.2%																																																																																		
過年度還付法人税等	2.6%																																																																																		
その他	0.3%																																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.6%																																																																																		
賞与引当金繰入限度超過額	18百万円																																																																																		
減価償却超過額	28百万円																																																																																		
解約調整引当金繰入超過額	10百万円																																																																																		
一括償却資産超過額	14百万円																																																																																		
未払事業所税	4百万円																																																																																		
貸倒引当金超過額	3百万円																																																																																		
未払社会保険料	2百万円																																																																																		
退職給付制度変更に係る	8百万円																																																																																		
未払金否認																																																																																			
退職給付制度変更に係る	5百万円																																																																																		
長期未払金否認																																																																																			
減損損失	15百万円																																																																																		
事業再構築費用	226百万円																																																																																		
損害補償金	8百万円																																																																																		
繰越欠損金	60百万円																																																																																		
その他	1百万円																																																																																		
評価性引当額	409百万円																																																																																		
繰延税金資産合計	- 百万円																																																																																		

(持分法投資損益等)

前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)
該当事項はありません。	同左

【関連当事者との取引】

前事業年度（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職 業	議決権 等の所 有（被 所有） 割合 （%）	関係内容		取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
役員及び 個人主要 株主が議 決権の過 半数を所 有する会 社	JAC Recruitment UK Ltd	UK London	10,899 (GBP)	職業紹介	-	役員 1名	役務提供 及び役務 の受入	人材紹介 料の支払	23	未収入金	0
								人材紹介 売上	1	-	-
								当社社員 紹介手 数料	1	-	-
役員及び 個人主要 株主が議 決権の過 半数を所 有する会 社	JAC Singapore Pte Ltd	Singapore	100,000 (S\$)	職業紹介	-	役員 1名	役務提供 及び役務 の受入	人材紹介 料の支払	9	-	-
								人材紹介 売上	6	売掛金	0
役員及び 個人主要 株主が議 決権の過 半数を所 有する会 社	JAC Personnel Recruitment Ltd	Thailand Bangkok	8,000,000 (THB)	職業紹介	-	役員 1名	役務提供 及び役務 の受入	人材紹介 料の支払	4	未払金	0
								人材紹介 売上	1	-	-
役員及び 個人主要 株主が議 決権の過 半数を所 有する会 社	JAC Recruitment Sdn Bhd	Malaysia Kuala Lumpur	200,000 (RM)	職業紹介	-	役員 1名	役務提供 及び役務 の受入	人材紹介 売上	4	-	-

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. JAC Recruitment UK Ltdは、当社取締役会長である田崎ひろみ及び個人主要株主である金親晋午が議決権の過半数を所有している会社であります。
3. JAC Singapore Pte Ltdは、当社取締役相談役である田崎忠良及び個人主要株主である金親晋午が議決権の過半数を所有している会社であります。
4. JAC Personnel Recruitment Ltdは、当社取締役相談役である田崎忠良及び個人主要株主である金親晋午が議決権の過半数を所有している会社であります。
5. JAC Recruitment Sdn Bhdは、当社取締役相談役である田崎忠良及び個人主要株主である金親晋午が議決権の過半数を所有している会社であります。
6. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (1) 人材紹介売上とは、当社が業務提携先に対し当社の登録人材を紹介した事で得る紹介料収入であります。また、人材紹介料の支払とは、業務提携先に当社が支払う紹介手数料のことであり、それぞれは業務提携契約書に基づき、人材を紹介した会社に紹介手数料の50%を支払っております。
 - (2) JAC Recruitment UK Ltdへの当社社員紹介手数料は、両社協議の上、決定しております。

当事業年度（自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日）

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権 等の所 有（被 所有） 割合 （%）	関係内容		取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
役員及び 個人主要 株主が議 決権の過 半数を所 有する会 社	JAC Recruitment UK Ltd	UK London	10,899 (GBP)	職業紹介	-	役員 1名	役務提供 及び役務 の受入	人材紹介 料の支払	13	未払金	0
								人材紹介 売上	2	-	-
								紹介予定 派遣の支 払	0	-	-
								カレン ダー作成 費立替	0	-	-
役員及び 個人主要 株主が議 決権の過 半数を所 有する会 社	JAC Singapore Pte Ltd	Singapore	100,000 (S\$)	職業紹介	-	役員 1名	役務提供 及び役務 の受入	人材紹介 料の支払	13	未払金	0
								人材紹介 売上	12	売掛金	0
								業務委 託費	0	-	-
役員及び 個人主要 株主が議 決権の過 半数を所 有する会 社	JAC Personnel Recruitment Ltd	Thailand Bangkok	12,000,000 (THB)	職業紹介	-	役員 1名	役務提供 及び役務 の受入	人材紹介 料の支払	5	-	-
								人材紹介 売上	2	売掛金	0
								通信費立 替分の精 算	0	-	-
役員及び 個人主要 株主が議 決権の過 半数を所 有する会 社	JAC Recruitment Sdn Bhd	Malaysia Kuala Lumpur	200,000 (RM)	職業紹介	-	役員 1名	役務提供 及び役務 の受入	人材紹介 料の支払	1	-	-
								人材紹介 売上	3	売掛金	0
役員及び 個人主要 株主が議 決権の過 半数を所 有する会 社	PT.JAC Indonesia	Indonesia Jakarta	2,300,000,000 (RP)	職業紹介	-	役員 1名	役務提供 及び役務 の受入	人材紹介 料の支払	1	-	-
								人材紹介 売上	1	-	-
								広告費等 立替	0	-	-

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. JAC Recruitment UK Ltd, JAC Singapore Pte Ltd, JAC Personnel Recruitment Ltd, JAC Recruitment Sdn Bhd 及びPT JAC Indonesiaは、当社取締役相談役である田崎忠良、当社代表取締役社長である田崎ひろみ及び個人主要株主である金親晋午が議決権の過半数を所有している会社であります。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 人材紹介売上とは、当社が業務提携先に対し当社の登録人材を紹介した事得る紹介料収入であります。また、人材紹介料の支払とは、業務提携先に当社が支払う紹介手数料のことであり、それぞれは業務提携契約書に基づき、人材を紹介した会社に紹介手数料の50%を支払っております。

(2) JAC Singapore Pte Ltdへの業務委託費は、両社協議の上、決定しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
1株当たり純資産額 4,601.69円	1株当たり純資産額 3,137.29円
1株当たり当期純利益金額 679.75円	1株当たり当期純損失金額 1,253.79円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 639.19円	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
1株当たり当期純利益金額 又は1株 当たり当期純損失金額		
当期純利益又は当期純損失() (百万 円)	451	833
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 又は当期純損失() (百万円)	451	833
期中平均株式数(株)	664,498	664,915
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	42,170	-
(うち新株予約権)	(42,170)	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要	-	平成16年12月9日臨時株主総会特 別決議によるストック・オプショ ン 株式の種類 普通株式 新株予約権 6,140個 平成18年3月29日第19期定時株主 総会特別決議によるストック・オ プション 株式の種類 普通株式 新株予約権 17,750個 新株予約権の概要は注記事項 「(ストック・オプション等関 係)」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
該当事項はありません。	同左

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	182	44	51 (41)	176	63	25	112
車両運搬具	11	-	-	11	8	1	3
工具器具備品	252	88	20 (15)	319	185	80	134
建設仮勘定	26	71	93	4	-	-	4
有形固定資産計	472	204	164 (57)	511	256	107	255
無形固定資産							
商標権	243	-	-	243	242	0	1
ソフトウェア	38	98	-	137	28	19	108
その他	2	1	-	4	-	-	4
無形固定資産計	284	100	-	385	271	19	114
長期前払費用	-	4	-	4	-	-	4
繰延資産							
-	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2. 当事業年度の有形固定資産の増加の主な内訳は、次のとおりであります。

工具器具備品の増加

 本社レイアウト変更 26百万円

 My Page用サーバ等機器購入 22百万円

3. 当事業年度の有形固定資産の減少の主な内訳は、次のとおりであります。

建物の減少

 本社一橋オフィス事務所閉鎖損失 14百万円

 京都支店減損損失 14百万円

 神戸支店減損損失 6百万円

 福岡支店減損損失 5百万円

工具器具備品の減少

 本社一橋オフィス事務所閉鎖損失 7百万円

 京都支店減損損失 3百万円

 神戸支店減損損失 2百万円

 福岡支店減損損失 2百万円

4. 当事業年度の無形固定資産の増加の主な内訳は、次のとおりであります。

ソフトウェアの増加

 ID管理ツールソフトウェア 20百万円

 OBIC7ソフトウェア 17百万円

 My Pageソフトウェア 15百万円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	14	7	4	6	9
賞与引当金	68	44	68	-	44
解約調整引当金	38	26	38	-	26

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替え等によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	0
預金	
普通預金	611
定期預金	1,000
別段預金	0
小計	1,612
合計	1,613

売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
日本電産株式会社	8
株式会社グローバルMAパートナーズ	5
株式会社ユー・エス・ジェイ	5
バクスター株式会社	4
株式会社シマノ	4
その他	323
合計	352

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 366
444	8,195	8,287	352	95.9	17.8

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

貯蔵品

品目	金額(百万円)
クオカード	0
パークレーヴァウチャーズ	0
コイン	0
図書カード	0
合計	0

敷金・保証金

相手先	金額(百万円)
三井不動産株式会社	218
興和不動産株式会社	160
第二吉本ビルディング株式会社	89
株式会社横浜スカイビル	37
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社	22
ケイアイ興産株式会社	16
その他	24
合計	570

未払金

相手先	金額(百万円)
社員社会保険料	86
株式会社博報堂	45
株式会社内藤一水社	28
派遣スタッフ給与	26
確定拠出年金	21
その他	126
合計	333

未払費用

相手先	金額(百万円)
特別退職加算金等	501
東京本社一橋オフィス原状回復工事	29
従業員残業代	9
報奨金	6
賞与に関わる法定福利費	5
その他	15
合計	568

(3) 【その他】

決算日後の状況

該当事項はありません。

訴訟

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
株券の種類(注)	10株券 100株券 1,000株券
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	10株
株式の名義書換え(注)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 http://www.jacjapan.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行に伴い、平成20年12月5日開催の取締役会決議により平成21年1月5日を効力発生日とする株式取扱規則の改正を伴い、該当事項はなくなっております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第21期）（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）平成20年3月25日関東財務局長に提出。

(2) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書を平成20年4月30日関東財務局長に提出。

(3) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 平成20年3月1日 至 平成20年3月31日）平成20年4月10日関東財務局長に提出。

報告期間（自 平成20年8月1日 至 平成20年8月31日）平成20年9月2日関東財務局長に提出。

(4) 半期報告書

（第22期中）（自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日）平成20年9月25日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書を平成21年2月25日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年3月25日

株式会社ジェイエイシージャパン

取締役会御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 村山 憲二 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山崎 一彦 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイエイシージャパンの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイエイシージャパンの平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月26日

株式会社ジェイエイシージャパン

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村山 憲二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 一彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイエイシージャパンの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイエイシージャパンの平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。